

2022 令和4年度 障がい者雇用関係助成制度等のご案内

鳥取県内で、障がい者雇用を進めていくために活用いただける助成制度の概要を紹介します。

今後、制度の改廃や創設があった場合は、ホームページでご案内します。

© 鳥取県公式HPアドレス: <https://www.pref.tottori.lg.jp/249371.htm>



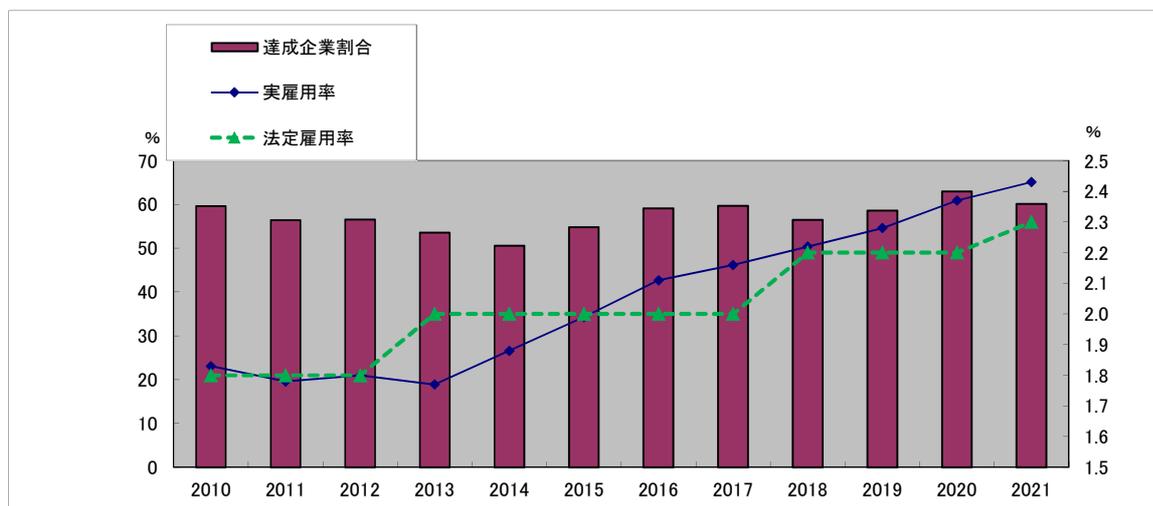
| 項 目 | 関係機関 | ページ |
|---|-------------------------------|-----|
| 鳥取県における障がい者の雇用状況 | | 1 |
| 障がい者の雇用制度 | | 1 |
| 障がい者の雇用を支援する機関 | | 5 |
| 障がい者の雇用を推進するための制度等 | | |
| 1 職場適応援助者(ジョブコーチ)支援 | 鳥取障害者職業センター 障がい者職場定着推進センター | 6 |
| 2 リワーク(職場復帰)支援 | 鳥取障害者職業センター | 6 |
| 3 障がい者職場実習 | 県 障害者就業・生活支援センター | 6 |
| 4 障がい者委託訓練(実践能力習得コース) | 県 | 6 |
| 5 障がい者雇用を進めるための企業トップセミナー | 県 | 6 |
| 6 障がい者雇用優良事業所等の表彰 | 県ほか | 6 |
| 7 物品調達等における障がい者法定雇用率達成事業者認定制度 | 県 | 7 |
| 8 職場定着支援員配置事業 | 県 | 7 |
| 9 職場開拓支援員配置事業 | 県 | 7 |
| 10 県版ジョブコーチセンター設置事業 | 県 | 7 |
| 11 障がい者雇用アドバイザー配置事業 | 県 | 7 |
| 12 とっとり障がい者仕事サポーター養成研修事業 | 県ほか | 7 |
| 13 障がい者雇用企業見学マッチング事業 | 県 | 8 |
| 14 職業準備性を高めるためのテキスト普及事業 | 県 | 8 |
| 15 聴覚障がい者就労支援のための手話通訳者派遣事業 | 県 | 8 |
| 16 障がい者雇用推進啓発事業 | 県ほか | 8 |
| 各種助成制度 | 関係機関 | ページ |
| 新たな採用をお考えの場合に | | |
| 17 トライアル雇用助成金(障害者トライアルコース) | ハローワーク(公共職業安定所) | 9 |
| 18 トライアル雇用助成金(障害者短時間トライアルコース) | ハローワーク | 9 |
| 19 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース) | ハローワーク | 9 |
| 20 特定求職者雇用開発助成金 (発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース) | ハローワーク | 9 |
| 施設整備をお考えの場合に | | |
| 21 特例子会社設立等助成金 | 県 | 10 |
| 22 鳥取県障がい者のテレワーク導入支援補助金 | 県 | 10 |
| 23 企業等農業参入促進支援事業 | 県 | 11 |
| 24 農山漁村振興交付金(農福連携対策) | 県 国(農林水産省) | 11 |
| 25 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 | (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 | 11 |
| 26 障害者作業施設設置等助成金 | (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 | 11 |
| 27 障害者福祉施設設置等助成金 | (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 | 11 |
| 障がい者の雇用維持、就労支援をお考えの場合に | | |
| 28 キャリアアップ助成金 | ハローワーク | 12 |
| 29 職場適応援助者助成金 | (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 | 12 |
| 30 障害者介助等助成金 | (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 | 12 |
| 31 重度障害者等通勤対策助成金 | (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 | 13 |
| 32 人材開発支援助成金(障害者職業能力開発コース) | ハローワーク | 13 |
| 33 企業在籍型ジョブコーチ養成研修派遣支援事業 | 県 | 13 |
| 障がい者の雇用を支援する機関について | | |
| 34 ジョブコーチ養成研修事業 | 県 | 13 |
| 35 訪問型ジョブコーチ設置促進事業 | 県 | 13 |
| 36 訪問型ジョブコーチ養成研修派遣支援事業 | 県 | 13 |
| 税制上の優遇措置について | | |
| 37 障害者雇用納付金制度に係る助成金の非課税措置 | 税務署 | 14 |

鳥取県における障がい者の雇用状況

鳥取県における令和3年「障害者雇用状況の集計結果」(令和3年6月1日現在、鳥取労働局発表)によると、民間企業(43.5人以上規模)における障がい者の実雇用率(※)は2.43%(前年から0.06ポイント上昇)となっています。障がい者雇用数は1,556.5人(実人数1,422人)と前年より44人(実人数49人)増加しました。法定雇用率達成企業は292社と前年より6社減少し、法定雇用率達成企業割合は60.1%と、前年を2.9ポイント下回りました。

※実雇用率とは、障がい者の数(身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者を「雇用障がい者数のカウント方法」によりカウントした数)を法定雇用障がい者数の算定の基礎となる労働者数(常用労働者総数から除外率相当数(身体障がい者及び知的障がい者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数)で除した率。

■障がい者雇用状況の推移



障がい者の雇用制度

「障害者の雇用の促進等に関する法律」は障がい者の雇用の促進と職業の安定を図ることを目的として

- ①職業リハビリテーションの推進
- ②身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者の雇用義務等に基づく雇用促進等
- ③障害者雇用調整金の支給及び障害者雇用納付金の徴収を定めています。

障がい者の範囲

「障害者の雇用の促進等に関する法律」でいう「障害者」とは、「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、長期にわたり職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な人」のことをいいます。

障害者のうち「身体障害者、知的障害者又は精神障害者(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの)」を「対象障害者」として、身体障害者については「身体障害者手帳」、知的障害者については「療育手帳」又は知的障害者判定機関の「判定書」などで確認します。

障害者雇用率制度

民間企業(対象労働者数が43.5人以上の規模の企業)は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」によりその雇用する労働者数に法定雇用率(2.3%)を乗じて得た数(その数に1人未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。以下「法定雇用障害者数」という。)以上の対象障害者を雇用しなければならないとされています。

【法定雇用障害者数の算定方法】

$$\text{法定雇用障害者数} = \left(\begin{array}{l} \text{常時雇用労働者数} \\ \text{(短時間労働者を除く)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{常時雇用の} \\ \text{短時間労働者数} \end{array} \times 0.5 \right) \times 2.3\%$$

※短時間労働者とは、週所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者

【法定雇用率が引き上げられました】

〈民間企業の場合〉

| 令和3年2月まで | 令和3年3月から |
|----------|----------|
| 2.2% | 2.3% |

雇用障害者数のカウント方法

(単位:人)

| 週所定労働時間 | | 30時間以上 | 20時間以上30時間未満 |
|---------|------------|--------|--------------|
| 身体障がい者 | 重度以外(3~6級) | 1 | 0.5 |
| | 重度(1・2級) | 2 | 1 |
| 知的障がい者 | 重度以外(B) | 1 | 0.5 |
| | 重度(A) | 2 | 1 |
| 精神障がい者 | 1~3級 | 1 | 0.5又は1(※) |

(※)精神障がい者のカウント方法について、詳しくは鳥取労働局、又は最寄りのハローワークへお問い合わせください。

(計算例)

- ・労働者数(週所定労働時間30時間以上) 500人
- ・短時間労働者数(週所定労働時間20時間以上30時間未満) 100人
- ・身体障がい者の労働者数 5人
- ・身体障がい者の短時間労働者数 6人
- 実雇用率 = $(5 + 6 \times 0.5) / (500 + 100 \times 0.5) \times 100 = 1.45\%$ (小数点以下第3位四捨五入)
- 法定雇用障がい者数 = $(500 + 100 \times 0.5) \times 0.023$ (2.3%) = 12.65人 → 12人 (小数点以下切捨)
- 雇用障がい者数 = $(5 + 6 \times 0.5) = 8$ 人
- (法定雇用障がい者数) - (雇用障がい者数) = 12人 - 8人 = 4人 = (不足数)

障害者雇用納付金制度

障害者雇用納付金制度とは、企業間の障がい者雇用に伴う経済的負担の調整を図るとともに、障がい者の雇用水準を引き上げることが目的に、障害者雇用納付金(「納付金」)の徴収、障害者雇用調整金(「調整金」)、報奨金、各種助成金の支給を行う制度です。

常用雇用労働者数が100人を超える月が5か月以上の事業主は全て、障害者雇用納付金の申告が必要です。

障害者雇用調整金の支給

(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部

常用雇用労働者数が100人を超える月が5か月以上の法定雇用率達成事業主は、法定雇用障がい者数を超過している人数1人当たり月額27,000円が事業主の申請により支給されます。

報奨金の支給

(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部

常用雇用労働者数が100人以下で一定数を超過して障がい者を雇用している事業主は、その一定数を超過している人数1人当たり月額21,000円が事業主の申請により支給されます。

在宅就業障害者特例調整金の支給

(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部

常用雇用労働者数が100人を超える月が5か月以上の事業主が自宅等で就業する障がい者へ仕事を発注した場合、支払い総額に応じた額が事業主の申請により支給されます。

在宅就業障害者特例報奨金の支給

(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部

常用雇用労働者数が100人以下の事業主が自宅等で就業する障がい者へ仕事を発注した場合、支払い総額に応じた額が事業主の申請により支給されます。

特例給付金の支給

(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部

「特例給付金」として、1人以上の常用障がい者及び1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の障がい者を雇用している事業主に対し、事業主の区分に応じた額を、申請に基づき支給します。

障害者雇用状況報告

常用雇用労働者数43.5人以上の事業主は、毎年6月1日現在における障がい者の雇用に関する状況を、7月15日までに「障害者雇用状況報告書」により本社所在地を管轄するハローワークの長に提出しなければなりません。

障害者雇用推進者の選任

常用雇用労働者数43.5人以上の事業主は、次に掲げる業務遂行のため「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

- ・障がい者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置・整備及びその他諸条件の整備
- ・障がい者雇用状況報告の業務
- ・障がい者である雇用者を解雇した場合のハローワークへの届出の業務
- ・障がい者雇入れ計画の作成命令を受けた場合のハローワークとの連絡、計画の作成と円滑な実施等に関する業務

障害者職業生活相談員の選任

事業において、障がい者を5人以上雇用する事業主は、障がい者の職業生活全般にわたる相談、指導を行う障害者職業生活相談員を選任しなければなりません。

- ・障がい者を5人以上雇用するようになったとき、その日から3か月以内に障害者職業生活相談員を選任し、その事業所の所在地を管轄するハローワークの長に届け出ることが必要です。
- ・障害者職業生活相談員を対象とした資格認定講習は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が開催します。

(令和4年度は、10～12月頃、2日間の日程で開催予定。
日程、場所の詳細は調整中です。)

解雇の届出

障がい者は一旦離職すると再就職が困難な場合が多いため、障がい者を解雇する場合には、次の事項をその事業所の所在地を管轄するハローワークの長に届け出る必要があります。

- ・解雇する障がい者の氏名、性別、年齢及び住所
- ・解雇する障がい者が従事していた職種
- ・解雇の年月日及びその理由



障害者雇用推進者や障害者職業生活相談員がいれば
障がい者の方も安心して働くことができます！

障がい者の雇用制度を理解して、
誰もが働きやすい職場に！



障害者雇用促進法の改正

「障害者の雇用の促進に関する法律」が改正され、2016(平成28)年4月から順次施行されています。

1. 障がい者差別の禁止、合理的配慮の提供義務など

「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、2016(平成28)年4月から施行されたことに伴い、雇用の分野で障がい者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となりました。

①雇用の分野での障がい者差別を禁止

募集・採用、賃金、配置、昇進などの雇用に関するあらゆる局面で、障がい者であることを理由とする差別を禁止します。

<募集・採用時>

◆単に「障がい者だから」という理由で、求人への応募を認めないこと

◆業務遂行上必要でない条件を付けて、障がい者を排除すること

<採用後>

◆労働能力などを適正に評価することなく、単に「障がい者だから」という理由で、異なる取扱いをすること など

<禁止される差別に該当しない場合>

◇積極的な差別是正措置として、障がい者を有利に取り扱うこと

例：障がい者のみを対象とする求人（いわゆる障がい者専用求人）

◇合理的配慮を提供し、労働能力などを適正に評価した結果として障がい者でない人と異なる取扱いをすること

例：障がい者でない労働者の能力が障がい者である労働者に比べて優れている場合に、評価が優れている障がい者でない労働者を昇進させること

◇合理的配慮に応じた措置をとること（その結果として、障がい者でない人と異なる取扱いとなること）

例：研修内容を理解できるよう、合理的配慮として障がい者のみ独自メニューの研修をすることなど

②合理的配慮の提供

事業主は、合理的配慮として、例えば以下の措置を提供していただくことを検討する必要があります。

<募集・採用時>

◆視覚障がいがある方に対し、点字や音声などで採用試験を行うこと

◆聴覚・言語障がいがある方に対し、筆談などで面接を行うこと

<採用後>

◆肢体不自由がある方に対し、机の高さを調節することなど作業を可能にする工夫を行うこと

◆知的障がいがある方に対し、図などを活用した業務マニュアルを作成したり、業務指示は内容を明確にして一つずつ行なったりするなど作業手順を分かりやすく示すこと

◆精神障がいがある方などに対し、出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮することなど
事業主には、これらの措置を、過重な負担にならない範囲で提供していただきます。

合理的配慮は障がい者一人ひとりの状態や職場の状況などに応じて求められるものが異なり、多様かつ、個性が高いものです。

したがって、具体的にどのような措置をとるかについては、障がい者と事業主とでよく話し合った上で決めていただく必要があります。合理的配慮は個々の事情がある障がい者と事業主との相互理解の中で提供されるべきものです。

③相談体制の整備、苦情処理紛争解決の援助

事業主は、相談窓口の設置など、障がい者からの相談に適切に対応するために必要な体制の整備が求められます。

また、事業主は、障がい者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。

自主的解決が図れない場合は、都道府県労働局長が当事者からの求めに応じ、必要な助言、指導または勧告を事業主又は障がい者に対して行うとともに、必要と認めるときは第三者による調停を行わせます。

2. 障害者雇用率の見直し

障がい者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、民間企業で従業員数43.5人以上の事業主には、法定雇用率(2.3%)以上の割合で障害者を雇用する義務があります(障害者雇用率制度)。

令和3年3月1日より、障がい者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、労働者45.5人以上から43.5人以上に変わっています。

障害者差別解消法の改正

令和3年5月、障がい者への合理的配慮の提供を民間の事業者にも義務付ける、障害者差別解消法の改正法が成立しました。

改正法は、公布日の令和3年6月4日から起算して3年以内に施行されます。

改正後条文(第8条第2項)

事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

障がい者の雇用を支援する機関

ハローワーク(公共職業安定所)・県立ハローワーク

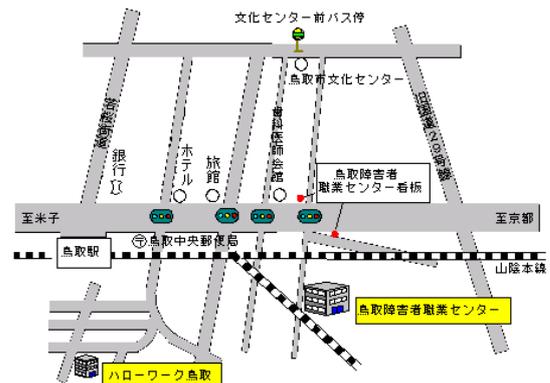
ハローワークでは、種々の支援策を活用しながら、就職を希望する障がい者に対する職業相談・職業紹介、就職後の職場定着・継続雇用などの支援や、事業主に対する障がい者雇用の指導・支援を行っています。特に、福祉、特別支援教育、医療から一般雇用への移行の促進が重要な課題となっていることから、地域の関係機関との連携を一層強化しながら、よりきめ細かな支援・指導を実施しています。

鳥取障害者職業センター

ハローワーク等の関係機関との密接な連携により、障がい者や事業主に対して、専門的な職業リハビリテーションサービスを実施するとともに、地域の関係機関に対して、職業リハビリテーションに関する助言・援助を行っています。

- 障がい者に対するサービス
 - ・職業相談、職業評価～支援計画の策定
 - ・職業準備支援
- 障がい者と事業主双方に対するサービス
 - ・ジョブコーチによる支援事業
 - ・リワーク支援
- 事業主に対するサービス
 - ・障がい者の雇入れ、雇用管理に関する相談

| | |
|------|----------------|
| 名称 | 鳥取障害者職業センター |
| 所在地 | 鳥取市吉方189 |
| 電話番号 | 0857-22-0260 |
| 利用時間 | 月～金 8:45～17:00 |



障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着に当たって就業面における支援とあわせ、生活面における支援を必要とする障がい者を対象として、身近な地域で、雇用、保健福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及び日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行う施設で、都道府県知事が指定する社会福祉法人等が運営しています。

- 障害者就業・生活支援センターの業務
 - 【1】就業面での支援
 - ・就職に向けた準備支援
 - ・就職活動の支援
 - ・障がい者個々の障がい特性を踏まえた雇用管理に対する事業所への助言
 - ・職場定着に向けた支援
 - ・関係機関との連絡調整
 - 【2】生活面での支援
 - ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に対する助言
 - ・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
 - ・関係機関との連絡調整

【県内の障害者就業・生活支援センター】

| 地区 | 東 部 | 中 部 | 西 部 |
|--------|--------------------|--------------------|-----------------------------|
| センター名 | 障害者就業・生活支援センターしらほま | 障害者就業・生活支援センターくらよし | 障害者就業・生活支援センターしゅーと |
| 運営法人 | (社福)鳥取県厚生事業団 | | (社福)あしーど |
| 所在地 | 鳥取市伏野2259-17 | 倉吉市住吉町37-1 | 米子市道笑町2-126-4 稲田地所第5ビル1F |
| 電話番号 | 0857-59-6060 | 0858-23-8448 | 0859-37-2140 |
| FAX | 0857-59-2022 | 0858-23-8456 | 0859-37-2140 |
| 開所日・時間 | 月～土 9:00～17:45 | 月～土 9:00～17:45 | 月～金 9:00～17:45 |

障がい者職場定着推進センター

県版ジョブコーチセンターとして、県西部に「障がい者職場定着推進センターあしすと」、県中部に「障がい者職場定着推進センターくらよし」を設けて鳥取障害者職業センターと連携してジョブコーチ支援を行います。(ジョブコーチについては、6頁[1] 職場適応援助者(ジョブコーチ) 支援参照)

- 【あしすと】所在地：米子市道笑町2-126 桑本ビル1F 電話：(0859) 34-6568 FAX：(0859) 34-6568
- 【くらよし】所在地：倉吉市住吉町37-1 電話：(0858) 23-8448 FAX：(0858) 23-8456

障がい者の雇用を推進するための制度等

1 職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援事業

鳥取障害者職業センター
障がい者職場定着推進センター

就職と同時に、又は就職後において職場適応上の課題が生じた場合などに、鳥取障害者職業センター等が相談を受け策定した支援計画に基づきジョブコーチが実際に職場を訪問し、障がい者の職場適応が図られるように、障がい者・事業主双方に支援を行います。障がい者職場定着推進センター（あしすと・くらよし）も鳥取障害者職業センターと連携して支援を行っています。

※職場適応援助者：（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う研修又は厚生労働大臣が定める研修を修了し、必要な相当程度の経験及び能力を有する者

2 リワーク(職場復帰)支援

鳥取障害者職業センター

うつ病等により休職中の方（以下「支援対象者」という。）が円滑に職場復帰できるよう、主治医等と連携のもと、支援対象者を雇用している事業主及び支援対象者に対して職場復帰の準備を整えることを目的とした支援を行っています。

3 障がい者職場実習

障害者就業・生活支援センター
鳥取県障がい福祉課

障害者就業・生活支援センター又は福祉施設の斡旋により職場実習を行います。職場実習体験を通して事業所・障がい者双方の交流を図り、就職への第一歩としています。

- 職場実習期間及び時間数
 - ・原則3日以上2週間以内（最長28日）の職場実習を対象。
 - ・1日の職場実習時間は3時間以上とし、原則8時間を超えない範囲。
- 職場実習謝金
 - ・職場実習を受け入れた事業主に対して1日当たり1,000円を支給します。
- 職場実習奨励金
 - ・職場実習を行った障がい者に対して1日当たり1,000円を支給します。

4 障がい者委託訓練(実践能力習得訓練コース)

鳥取県立産業人材育成センター

障がい者の職業的自立を目指し、就労に必要な基本的技能や知識を習得するため、事業主等に委託し行う企業実習型の職業訓練です。訓練期間は2か月または3か月とし、事業主等に対して、訓練に係る委託料が支払われます。

5 障がい者雇用を進めるための企業トップセミナー

鳥取県雇用政策課

企業経営者・管理職にある方等への障がい者雇用の理解を一層促進するため、先進的な企業の経営者による講演を行います。

- ①実施予定 令和4年度内
- ②対象者 県内企業経営者等

6 障がい者雇用優良事業所等の表彰

鳥取県雇用政策課、厚生労働省
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構

障がい者の雇用促進と職場定着を推進するため、日頃から障がい者雇用に深い理解を示され、率先して障がい者雇用に努めている事業所等を表彰するとともに、これを広く社会一般に周知し、障がい者雇用促進に資することを目的に障がい者雇用優良事業所等表彰を行っています。

| | |
|--------------------------------------|---|
| 厚生労働大臣表彰 | 障害者雇用優良事業所、障がい者の雇用の促進と職業の安定に貢献した団体又は個人、優秀勤労障害者 |
| 知事表彰 | 障がい者雇用優良事業所、優秀勤労障がい者、職場実習協力事業所、障がい者就労グッドサポート事業所、障がい者雇用功労者 |
| (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長表彰 (理事長努力賞) | 障害者雇用優良事業所、障がい者の雇用の促進と職業の安定に貢献した団体又は個人、優秀勤労障害者 |

障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する雇用率以上の障がい者を雇用している企業については、県に「配慮措置企業」として登録し、県の物品調達、役務・委託の調達の見積依頼（指名）に際して、一定の案件について通常の見積依頼（指名）業者の中に配慮措置企業を1者追加するという制度です。

各障害者就業・生活支援センターに、障がい者の就業定着支援を行う「職場定着支援員」を配置し、障がい者就業支援を実施します。

【配置人員】障害者就業・生活支援センターに各1名配置

各障害者就業・生活支援センターに、「職場開拓支援員」を配置して、職場実習先の開拓を行うとともに、障がい者と企業とのマッチングを行い、障がい者の新規雇用につなげます。

【配置人員】障害者就業・生活支援センターに各1名配置

県版ジョブコーチセンターである「障がい者職場定着推進センター」を県西部（あしすと）・中部（くらよし）に設置し、鳥取障害者職業センターと連携しながら、ジョブコーチ支援を実施します。

【配置人員】障がい者職場定着推進センターに県版ジョブコーチ各1名配置

2016（平成28）年度から障がい者雇用アドバイザー（県会計年度任用職員）を1名配置し、企業の責任者等に対して下記の働きかけを主に行っています。

- ・ 県内企業を訪問し、障がい者の雇用について実情をお伺いし、雇用に向けてご提案をします。
- ・ 県内の各ハローワークや障害者就業・生活支援センターと連携を図り、雇用情報等を共有し、提供します。
- ・ 障がい者雇用に係る支援制度や助成制度をわかりやすくご説明します。

【連絡先】電話番号：0857-26-7699
電子メール：kashima-hi@pref.tottori.lg.jp

障がいのある方が働く事業所内に、障がいを正しく理解して日常的に障がい者を現場で支える「仕事サポーター」を養成することで、障がい者が企業で職場定着し、活躍できる体制を構築するために「とっとり障がい者仕事サポーター養成講座」を開催します。（参加費無料、要事前申込）

（参考 令和3年度）

- 講義 「就労場面での障がいの理解」
- 発表 精神・発達障がい者を雇用されている企業の担当者と当事者に、雇用現場における配慮等
- 日程 令和3年7月～令和4年1月
- 場所 オンライン（一部、会場あり）
- ※令和4年度も、同様に開催予定

障がい者雇用を抱く企業の不安を解決するため、障がい者を雇用している企業の見学を県が周旋します。
(受け入れていただいた企業に30,000円の謝金をお支払いします。)

福祉作業所等から一般事業所への就労移行を支援するため、障がい者が一般就労する前に身に付けておくべき技能・態度（あいさつ、身だしなみ、コミュニケーション等）を習得するためのテキストを活用し、研修を行う指導者を養成する講座を開催します。

これから就業しようとする、又は既に就業している聴覚障がい者で、企業側との面談・交渉・職場実習等の場に「手話通訳者」を派遣することにより、両者のコミュニケーションをサポートします。

【利用方法】各障害者就業・生活支援センターを窓口として、手話通訳者派遣要請を受け付けます。

- 精神障がい者雇用マンガリーフレット「精神障がいを知りともに働く職場づくり」
障がい者雇用をどのように進めていけばいいのかわかりやすく掲載しています。
また、職場で配慮するポイントや、実際に雇用に取り組んだ企業の声等もあわせて掲載しています。



- 企業経営者等に対する障がい者雇用啓発
これから障がい者雇用を進めていく一助として、障害者就業・生活支援センター及び障がい者職場定着推進センター等チラシの作成、障がい者雇用好事例集、精神・発達障がい者雇用対応例示集の作成、企業研修会、企業見学交流会、障がい者就業支援説明会、障がい者雇用企業トップセミナー、鳥取県障がい者技能競技大会（アビリンピック鳥取大会）を開催します。

各種助成制度

詳しくは各実施機関にお尋ねください。

新たな採用をお考えの場合に

17 トライアル雇用助成金(障害者トライアルコース)

ハローワーク

ハローワーク又は職業紹介事業者等の紹介により、就職が困難な障がい者を一定期間（原則3か月間、ただし、精神障がい者は最長6か月間）雇用する事業主に対して助成するものであり、その適性或業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、障がい者の早期就職の実現や雇用の機会の創出を図ることを目的としています。

- 【対象者】障がい者で、①から④のいずれかに該当する者
- ①就労の経験のない職業に就くことを希望する者
 - ②2年以内に離職・転職が2回以上ある者
 - ③6か月を超えて離職している者
 - ④重度身体障がい者、重度知的障がい者、精神障がい者

【支給額】支給対象者1人につき月額最大4万円（最長3か月間）
精神障がい者は雇入れから3か月間は月額最大8万円、4か月から6か月は月額最大4万円になります。（最長6ヶ月間）

18 トライアル雇用助成金(障害者短時間トライアルコース)

ハローワーク

ハローワーク又は職業紹介事業者等の紹介により、3か月以上で最長12か月の期間をかけながら継続雇用への移行を目指します。

直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障がい者及び発達障がい者の求職者について、当初週所定労働時間を10時間以上20時間未満とし、障がい者の職場適応状況や体調等に応じて、同期間中に週の所定労働時間を20時間以上とすることを目指すものです。

- 【対象者】精神障がい者、発達障がい者
【支給額】支給対象者1人につき月額最大4万円（最長12か月間）

19 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)

ハローワーク

ハローワーク又は職業紹介事業者等の紹介により、障がい者等の就職が特に困難な者を継続して雇用する労働者として雇い入れた（対象労働者を助成金の受給終了後も雇用保険の一般被保険者として引き続き相当期間雇用することが確実であると認められる）事業主に対して助成を行います。（6か月ごとの支給対象期に分けて支給）

| 対象労働者 | | 大企業 | 中小企業 |
|-------------------------|--------------------------------------|-------------------------------|---|
| 週当たり所定労働時間が20時間以上30時間未満 | 身体・知的・精神障がい者 | 第1期15万円 第2期15万円 | 第1期20万円 第2期20万円 第3期20万円 第4期20万円 |
| | 身体・知的障がい者 | 第1期25万円 第2期25万円 | 第1期30万円 第2期30万円 第3期30万円 第4期30万円 |
| 週当たり所定労働時間が30時間以上 | 重度身体・重度知的障がい者、45歳以上の身体・知的障がい者、精神障がい者 | 第1期33万円 第2期33万円 第3期34万円 | 第1期40万円 第2期40万円 第3期40万円 第4期40万円 第5期40万円 第6期40万円 |

20 特定求職者雇用開発助成金(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)

ハローワーク

ハローワーク又は職業紹介事業者等の紹介により、発達障がい者、難治性疾患を有する者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に支給されます。（6か月ごとの支給対象期に分けて支給）

| 対象労働者 | 企業規模 | 助成対象期間 | 支給対象期ごとの支給額 |
|-------------------------|------|--------|------------------------------------|
| 週当たり所定労働時間が20時間以上30時間未満 | 大企業 | 1年間 | 第1期15万円 第2期15万円 |
| | 中小企業 | 2年間 | 第1期20万円 第2期20万円 第3期20万円 第4期20万円 |
| 週当たり所定労働時間が30時間以上 | 大企業 | 1年間 | 第1期25万円 第2期25万円 |
| | 中小企業 | 2年間 | 第1期30万円 第2期30万円 第3期30万円 第4期30万円 |

21 特例子会社設立等助成金

特例子会社（※1）を設立する場合又は企業内障がい者多数雇用施設（※2）を設置し、かつ新たに障がい者の方を5人以上正規雇用する事業主に対して、設置・整備に要した費用に応じて助成します。

- ※1 特例子会社：親会社に合算して障がい者実雇用率が算定できる。雇用される障がい者が5人以上で全従業員に占める割合が20%以上、かつ障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上あること。
- ※2 企業内障がい者多数雇用施設：新たに雇用する障がい者のうち重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の占める割合が30%以上あること。

| 親会社の 企業規模 | 設置・整備 に要した費 用 (A) | 新規正規雇用 障がい者数 | 助成金支給額 (千円) | | | | 補助率 B/A |
|--------------|-------------------------|-----------------|-------------|------------|------------|--------|------------|
| | | | 6か月後 | 1年 6か月後 | 2年 6か月後 | 合計 (B) | |
| 中小企業 | 150万円 | 5人以上 | 3,750 | 1,875 | 1,875 | 7,500 | 1/2 |
| | 300万円 | 10人以上 | 10,000 | 5,000 | 5,000 | 20,000 | 2/3 |
| | 450万円 | 15人以上 | 15,000 | 7,500 | 7,500 | 30,000 | |
| 大企業 | 150万円 | 5人以上 | 3,750 | 1,875 | 1,875 | 7,500 | 1/2 |
| | 300万円 | 10人以上 | 7,500 | 3,750 | 3,750 | 15,000 | |
| | 450万円 | 15人以上 | 11,250 | 5,625 | 5,625 | 22,500 | |

企業内障がい者多数雇用施設

| 設置・整備に要した費用 (A) | 新規正規雇用 障がい者数 | 助成金支給額 (千円) | | | | 補助率 B/A |
|--------------------|-----------------|-------------|------------|------------|--------|------------|
| | | 6か月後 | 1年 6か月後 | 2年 6か月後 | 合計 (B) | |
| 150万円以上 | 5人以上 | 3,750 | 1,875 | 1,875 | 7,500 | 1/2 |

※中小企業の範囲（一部の事業を除く）

| | |
|-------------|--------------------------------------|
| 小売業（飲食店を含む） | 資本又は出資額が5,000万円以下、又は常時雇用する労働者が50人以下 |
| サービス業 | 資本又は出資額が5,000万円以下、又は常時雇用する労働者が100人以下 |
| 卸売業 | 資本又は出資額が1億円以下、又は常時雇用する労働者が100人以下 |
| その他の業種 | 資本又は出資額が3億円以下、又は常時雇用する労働者が300人以下 |

22 鳥取県障がい者のテレワーク導入支援補助金

IT企業や県内支援機関等と必要に応じて連携し、障がい者のテレワークに取り組む県内企業等及びその企業等で働く障がい者への支援を行います。

【補助率】 1/2

【上限額】 50万円

【対象経費】 謝金、旅費、委託料、消耗品費（5万円未満）、印刷製本費、役務費（通信運搬費合）、使用料賃借料

農業への参入が確実な企業、参入後3年以内の企業が、農業経営の開始または推進のための機械・施設の整備またはリースに係る経費を支援します。（障がい者の雇用を目的として一般企業が農業参入する場合にも活用できます）

【補助率】 県1/3以内（市町村は任意負担）

【補助上限額】 500万円

※市町村が受付の窓口となります。

24 農山漁村振興交付金（農福連携対策）

農林水産省中国四国農政局

福祉農園等の整備、福祉と連携した農林水産業に関わる活動等を行う取り組みを支援します。

※連絡先：中国四国農政局農村振興部農村計画課（電話086-224-4511 内線2522）

| 対象者 | 事業の内容 | 補助対象 | 補助率・補助上限 |
|----------------------------|---------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| 社会福祉法人、 NPO法人、 一般企業等 | 障がい者等の雇用及び就労等を目的とした福祉農園の開設等への支援 | 農園及び附帯施設、生産する農産物の加工や販売を行う施設の整備 | 【補助率】 1/2以内 【補助上限】 200万円等 |
| | 福祉農園の管理者・利用者等の技術習得支援 | 研修、視察、マニュアル作成等の係る経費 | 【補助率】 定額 【補助上限】 150万円 |

25 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部

重度身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者を1年を超える期間、10名以上継続して雇用し、かつ、雇用している労働者数に占める対象障がい者の割合が20%以上である、安定した雇用を継続することができると思われる事業主が、障がい者のために事業施設等の整備等を行う場合に助成するものです。

【助成率】 2/3（特例の場合3/4）

【助成限度額】 5,000万円（特例の場合1億円）

26 障害者作業施設設置等助成金

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部

障がい者を労働者として雇い入れるか、継続して雇用している事業主が、その障がい者が障がい克服し作業を容易に行えるよう配慮された作業施設、就労を容易にするために配慮されたトイレ、スロープ等の附帯施設もしくは作業を容易にするために配慮された作業設備の設置又は整備等を行う（賃貸による設置等を含む）場合に、その費用の一部を助成するものです。

【第1種作業施設設置等助成金】

対象障がい者のために、事業主の所有する作業施設等を工事、購入等により設置・整備すること

【助成率】 2/3

【限度額】 障がい者1人につき450万円（※作業整備の場合150万円）

（短時間労働者の場合は、上記の半額）

【第2種作業施設設置等助成金】

対象障がい者のために、作業施設等を賃借により設置・整備すること

【助成率】 2/3

【限度額】 障がい者1人につき月額13万円（※作業整備の場合5万円）

（短時間労働者の場合は、上記の半額）

【支給期間】 3年間

27 障害者福祉施設設置等助成金

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部

障がい者を労働者として継続して雇用している事業主又はその事業主の加入している事業主団体が、障がい者である労働者の福祉の増進を図るため、障がい者が利用できるよう配慮された福祉施設等（申請者自らが所有するものであること）を設置・整備する場合に、その費用の一部を助成するものです。

【対象経費】 障がい者が利用できるように配慮された福祉施設等

【助成率】 1/3

【限度額】 障がい者1人につき225万円

（短時間労働者の場合は、上記の半額）

28 キャリアアップ助成金(障害者正社員化コース)

ハローワーク

障がいのある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した事業主に対して助成

| 措置内容 | 支給額 () 内は中小企業以外の支給額 |
|---|----------------------|
| ①重度身体・重度知的障がい者、精神障がい者 | |
| 有期⇒正規 | 120万円(90万円) / 1人 |
| 有期⇒無期 | 60万円(45万円) / 1人 |
| 無期⇒正規 | 60万円(45万円) / 1人 |
| ②重度以外身体・重度以外知的障がい者、発達障がい者、難病患者、高次脳機能障害と診断された者 | |
| 有期⇒正規 | 90万円(67.5万円) / 1人 |
| 有期⇒無期 | 45万円(33万円) / 1人 |
| 無期⇒正規 | 45万円(33万円) / 1人 |

29 職場適応援助者助成金

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部

職場適応援助者(※)による援助を必要とする障がい者のために、職場適応援助者による支援を実施する事業主に対して助成

(※) ジョブコーチと呼ばれ、障がい者、事業主及び当該障がい者の家族に対して障がい者の職場適応に関するきめ細やかな支援をする者。

【職場適応援助者による支援】

①訪問型職場適応援助者

○1日の支援時間が4時間以上(精神障がい者は3時間以上)の日:16,000円

○1日の支援時間が4時間未満(精神障がい者は3時間未満)の日:8,000円

※助成対象期間は1年8ヶ月(精神障がい者は2年8ヶ月)が上限

②企業在籍型職場適応援助者()内は中小企業以外の支給額

<精神障がい者の支援>

○12万円(9万円) / 1人・1月

○短時間労働者は6万円(5万円) / 1人・1月

<精神障がい者以外の支援>

○8万円(6万円) / 1人・1月

○短時間労働者は4万円(3万円) / 1人・1月

※助成対象期間は6ヶ月が上限

【職場適応援助者養成研修】

○職場適応援助者養成研修の受講料の1/2

30 障害者介助等助成金

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部

雇い入れるまたは継続して雇用する障がい者の障がい特性に応じた適切な雇用管理のために必要な介助者の配置等の特別な措置を行う事業主を対象として助成するものであり、障がい者の雇用の促進や雇用の継続を図ることを目的としています。

【職場介助者の配置または委嘱助成金】

雇用する障がい者のために職場介助者の配置または委嘱を行う事業主を対象として助成。

助成率3/4。限度額 配置1人月15万円、委嘱1人1回1万円 年150万円まで 等

【職場介助者の配置または委嘱の継続措置に係る助成金】

雇用する障がい者のために職場介助者の配置または委嘱を継続して行う事業主を対象として助成。

助成率2/3。限度額 配置1人月13万円、委嘱1人1回9千円 年135万円まで 等

【手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金】

雇用する聴覚障がい者のために手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱を行う事業主を対象として助成。

助成率3/4。限度額 委嘱1人1回6千円 年28万8千円まで 等

【障害者相談窓口担当者の配置】限度額 専従月額8万円、兼任月額1万円 等

【職場支援員の配置】限度額 配置月額3万円(中小企業4万円)、委嘱1回1万円 等

【職場復帰支援】限度額 月額4万5千円(中小企業6万円) 等

31 重度障害者等通勤対策助成金

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部

雇い入れるまたは継続して雇用する障がい者の障がい特性に応じて通勤を容易にする措置を行う事業主を対象として助成するものであり、障がい者の雇用の促進や雇用の継続を図ることを目的としています。(助成率 3/4)

| | 限度額 | 支給期間 (最大) |
|------------------|-------------------------------|-----------|
| 住宅の賃借助成金 | 世帯用月 10 万円、単身者月 6 万円 | 10 年間 |
| 指導員の配置助成金 | 配置 1 人月 15 万円 | 10 年間 |
| 住宅手当の支払助成金 | 障がい者 1 人月 6 万円 | 10 年間 |
| 通勤用バスの購入助成金 | バス 1 台 700 万円 | |
| 通勤用バス運転従事者の委嘱助成金 | 委嘱 1 人 1 回 6 千円 | 10 年間 |
| 通勤援助者の委嘱助成金 | 委嘱 1 人 1 回 2 千円、交通費 1 認定 3 万円 | 1 か月 |
| 駐車場の賃借助成金 | 障がい者 1 人月 5 万円 | 10 年間 |
| 通勤用自動車の購入助成金 | 1 台 150 万円 | |

32 人材開発支援助成金(障害者職業能力開発コース)

ハローワーク

障がい者の職業能力の開発・向上のために、対象障がい者に対して職業能力開発訓練事業を行うための施設又は設備の設置・整備又は更新を行う事業主に対して助成するものであり、雇用の促進や雇用の継続を図ることを目的としています。

【施設又は設備の設置・整備又は更新】

助成率 : 3/4

助成上限額：初めて助成金の対象となる訓練科目ごとの施設または設備の設置・整備の場合は 5,000 万円を上限に支給。
更新の場合については、1,000 万円を上限に支給。

33 ジョブコーチ養成研修事業

鳥取県雇用政策課

鳥取県内で、ジョブコーチの資格を取得できる講座を開催します。

○日程 令和 4 年 6 月

○取得資格 企業在籍型ジョブコーチ、訪問型ジョブコーチのどちらかを選択して受講

○参加費 30,000 円/人

34 企業在籍型ジョブコーチ養成研修派遣支援事業

鳥取県雇用政策課

自社内の障がい者を支援するため、企業内職場適応援助者(ジョブコーチ)資格を取得するため、訪問型ジョブコーチ養成研修に職員を派遣する企業等に対して旅費を助成します。

※令和 4 年度は、鳥取県内でジョブコーチ養成研修講座を開催しますので、そちらへの御参加をお願いします。

【補助率】 1/2

【上限額】 65,000 円/人、県の旅費規定による額の半額が上限となります

35 訪問型ジョブコーチ設置促進事業

鳥取県雇用政策課

訪問型職場適応援助者(ジョブコーチ)を配置する社会福祉法人等に対して、その活動費の一部を助成し、定着支援を行う障がい者の数を増加し、職場定着の支援体制を強化します。

【助成額】 134.4 万円/名

36 訪問型ジョブコーチ養成研修派遣支援事業

鳥取県雇用政策課

訪問型職場適応援助者(ジョブコーチ)を設置又はスキルアップを図るため、訪問型ジョブコーチ養成研修等に職員を派遣する社会福祉法人等に対し旅費を助成します。

※令和 4 年度は、鳥取県内でジョブコーチ養成研修講座を開催しますので、そちらへの御参加をお願いします。

【補助率】 10/10

【上限額】 13 万円/人、県の旅費規定による額が上限となります

37 障害者雇用納付金制度に係る助成金の非課税措置

税務署

障害者雇用納付金制度に基づき助成金を受けて固定資産を取得した場合、固定資産の取得又は改良に充てられた助成金の額は総収入金額に不算入（所得税）又は損金算入（法人税）とすることが認められます。

関係機関一覧表

ハローワーク・鳥取労働局

| | | | |
|-----------------------------------|--------------------------------------|-----------|-------------------------|
| ハローワーク鳥取 (鳥取公共職業安定所) | TEL(0857)23-2021 FAX(0857)22-6906 | 〒680-0845 | 鳥取市富安2丁目89 |
| ハローワーク倉吉 (倉吉公共職業安定所) | TEL(0858)23-8609 FAX(0858)22-6494 | 〒682-0816 | 倉吉市駄経寺町2-15 倉吉地方合同庁舎 |
| ハローワーク米子 (米子公共職業安定所) | TEL(0859)33-3911 FAX(0859)33-3959 | 〒683-0043 | 米子市末広町311 イオン米子駅前店4F |
| ハローワーク米子根雨出張所 (米子公共職業安定所根雨出張所) | TEL(0859)72-0065 FAX(0859)72-1371 | 〒689-4503 | 日野郡日野町根雨349-1 |
| 鳥取労働局職業安定部 職業対策課 | TEL(0857)29-1708 FAX(0857)22-7717 | 〒680-8522 | 鳥取市富安2丁目89-9 |
| 鳥取県立鳥取ハローワーク | TEL(0857)51-0501 FAX(0857)51-0502 | 〒680-0835 | 鳥取市東品治町111-1JR鳥取駅構内 |
| 鳥取県立倉吉ハローワーク | TEL(0858)24-6112 FAX(0858)24-6113 | 〒682-0023 | 倉吉市山根557-1パープルタウン1F |
| 鳥取県立米子ハローワーク | TEL(0859)21-4585 FAX(0859)21-4586 | 〒683-0043 | 米子市末広町311イオン米子駅前店4F |
| 鳥取県立境港ハローワーク | TEL(0859)44-3395 FAX(0859)36-8609 | 〒684-8501 | 境港市上道町3000境港市役所別館1F |

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 鳥取支部

| | | | |
|-------------|--------------------------------------|-----------|-------------------------------|
| 鳥取障害者職業センター | TEL(0857)22-0260 FAX(0857)26-1987 | 〒680-0842 | 鳥取市吉方189 |
| 高齢・障害者業務課 | TEL(0857)52-8803 FAX(0857)52-8785 | 〒689-1112 | 鳥取市若葉台南7丁目1-11 ポリテクセンター鳥取内 |

障がい者就業・生活支援センター

| | | | |
|------------------------|--------------------------------------|-----------|-----------------------------|
| 障害者就業・生活 支援センターしらほま | TEL(0857)59-6060 FAX(0857)59-2022 | 〒689-0201 | 鳥取市伏野2259-17 |
| 障害者就業・生活 支援センターくらよし | TEL(0858)23-8448 FAX(0858)23-8456 | 〒682-0817 | 倉吉市住吉町37-1 |
| 障害者就業・生活 支援センターしゅーと | TEL(0859)37-2140 FAX(0859)37-2140 | 〒683-0064 | 米子市道笑町2-164-4 稲田地所第5ビル1F |

県版ジョブコーチセンター

| | | | |
|------------------------|--------------------------------------|-----------|-----------------------|
| 障がい者職場定着推進センター くらよし | TEL(0858)23-8448 FAX(0858)23-8456 | 〒682-0817 | 倉吉市住吉町37-1 |
| 障がい者職場定着推進センター あしすと | TEL(0859)34-6568 FAX(0859)34-6568 | 〒683-0064 | 米子市道笑町2-126 桑本ビル1F |

鳥取市

| | | | |
|---------------|--------------------------------------|-----------|-----------|
| 経済観光部経済・雇用戦略課 | TEL(0857)30-8284 FAX(0857)20-3947 | 〒680-8571 | 鳥取市幸町71番地 |
|---------------|--------------------------------------|-----------|-----------|

鳥取県

| | | | |
|---------------|--------------------------------------|-----------|--------------|
| 福祉保健部障がい福祉課 | TEL(0857)26-7889 FAX(0857)26-8136 | 〒680-8570 | 鳥取市東町1丁目220 |
| 商工労働部雇用政策課 | TEL(0857)26-7693 FAX(0857)26-8169 | | |
| 商工労働部産業人材課 | TEL(0857)26-7222 FAX(0857)26-8169 | | |
| 農林水産部経営支援課 | TEL(0857)26-7258 FAX(0857)26-7294 | | |
| 産業人材育成センター倉吉校 | TEL(0858)26-2247 FAX(0858)26-2248 | 〒682-0018 | 倉吉市福庭町2丁目1 |
| 産業人材育成センター米子校 | TEL(0859)24-0371 FAX(0859)24-4094 | 〒683-0851 | 米子市夜見町3001-8 |

本書に関するご意見等ございましたら、
次にご連絡ください。
鳥取県商工労働部雇用人材局雇用政策課
TEL(0857)-26-7693
FAX(0857)-26-8169

【トビの願い】
誰もが“働くこと”を通して社会参画できる
“共生社会”を目指します

